

矢作川総合第二期農地防災事業

北部併設水路(下流)(二期)建設工事

現 場 説 明 事 項

(第 1 回変更)

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

1. 一般事項

1) 見積に関する事項について

- (1) 本工事の見積は、工事請負契約書案、見積依頼書及び現場説明事項に記載する条件により東海農政局随意契約見積心得（以下「見積心得」という。）に従って行うものとする。

ただし、見積心得第5条第4項については「第2項の見積りには、前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。」と読み替える。

また、郵送、電子契約システム又は電子メールによる見積の場合は、次のことに留意すること。

- ・見積の結果、予定価格に達した見積がないときの再度の見積については、別途、指示するので、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時に連絡のとれるようにすること。
 - ・郵送による見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時の前日（前日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日の場合は、その直前の開庁日）までに東海農政局会計課事業経理調整係へ必着のこと。ただし提出方法については簡易書留に限る。
 - ・電子契約システムによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに完了すること。
 - ・電子メールによる見積書の提出については、契約変更等協議書 4. 変更見積書提出日時までに `tokai_nyusatu@maff.go.jp`宛送信すること。
- (2) 本工事の見積書の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- 2) 部分払いについて
(変更なしにつき省略)

- 3) 工事請負契約書案について
(変更なしにつき省略)

- 4) その他
(変更なしにつき省略)

2. 特別指示事項

1) 一般事項

(変更なしにつき省略)

2) 工事概要

特別仕様書(第1回変更)に示すとおり

3) 工事仕様書(共通仕様書、特別仕様書)

共通仕様書、特別仕様書(第1回変更)に示すとおり

4) 契約に係る事項

別紙のとおり

5) 元請、下請関係の適正化について

(変更なしにつき省略)

3. 質 疑

現場説明事項に関する質問があるときは令和8年3月13日16時までに書面(FAX可)をもって東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所工事第一課長あてに提出すること。

なお、質問があった場合は令和8年3月16日16時までに書面により回答する。

(別 紙)

契 約 に 係 る 事 項

1. 工種体系区分等

本工事における工種区分は「水路トンネル工事」、積算体系年月及び適用単価期は「令和7年9月」、共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る施工地域区分は「補正なし」、地域区分は「愛知(1)」、地区区分は「豊田②」を適用している。

2. 資材価格

土地改良事業等請負工事予定価格積算に用いる資材価格(東海農政局公表分)は、以下に公表している。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/nn/price/index.html>

3. 工期

特別仕様書第14章20.に示す実工期の始期は、令和8年4月23日を考えている。

4. 特別仕様書第5章7.に示す仮設用水については、豊田市の条例に基づき以下のとおり計上している。

・水道基本料金	9,525円/月
・水道料金(40m ³ /月まで)	166円/m ³
・ 〃 (41m ³ ~60m ³ /月まで)	246円/m ³
・ 〃 (61m ³ 超/月)	316円/m ³

なお、豊田市との調整によりこれと異なる場合は監督職員と協議する。

5. 賃料の引継ぎ

特別仕様書第5章9に示す防音設備に係る賃料日数は以下のとおり計上している。なお、特別仕様書第4章2.に示す関連工事①の進捗により、これと異なる場合は監督職員と協議する。

防音パネル材	令和8年3月26日からの829日間
鉄骨材	令和8年3月26日からの847日間

6. 一次覆工に係る作業時間

一次覆工に係る作業時間は、昼間(午前8時~午後5時)、夜間(午後8時~午前5時)を考えている。

7. ビット交換部ヤード造成

特別仕様書5章10.に示すシールド機ビット交換に用いる薬液注入工のヤードは、その造形状について、現在検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

8. 到達基地の位置

到達基地の位置は、特別仕様書第4章2. に示す関連工事②で行う調査ボーリングの結果等により変更する場合がある。

9. 到達坑口鏡壁

到達坑口鏡壁については、契約図面に示す構造を考えているが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

また、施工にあたっては特別仕様書第4章2. に示す関連工事②において用いている発進立坑からの資機材の搬入を想定しているが、現在その方法について検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

10. シールドマシンの解体

特別仕様書10章5.(1) に示すシールド機は、到達基地到達後に二次覆工に支障となる部分（シールド機の本体先端部、カッター盤類等）の鋼材等について解体することを考えているが、現在その方法について検討中であり、この検討が出来次第、本工事に追加する場合がある。

11. 到達基地内の二次覆工

到達基地内の二次覆工については、施工方法を検討中であり、この検討が出来次第、監督職員と協議する。

12. 架空線の防護措置

架空線の防護措置（防護管設置）に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により防護措置が必要となった場合は、監督職員と協議する。

13. シールド機及び付属設備の整備内容

特別仕様書10章5.(1) に示すシールド機の整備については以下を想定しているが、その詳細については、監督職員と協議するものとする。

項目	数量	単位	内容
整備前準備			
配管配線離線、清掃・解体	1	式	配管・配線の解体、離線、清掃、各部点検の為解体(駆動部解体は含まず)
カッタヘッド	—	—	—
新規製作	1	式	新規製作、ビット取付費含む
ビット費	1	式	購入
駆動部	—	—	—
駆動部解体、点検整備、再組立	1	式	駆動部解体、点検整備、再組立
ベヤリング（ギヤ付属）	1	基	メーカー整備又は製作
ピニオンギヤ	4	個	製作

項目	数量	単位	内容
ロータリージョイント	1	式	製作
カッタシール	1	式	シール3段購入
シールド本体	-	-	-
シールド機本体	1	式	隔壁、攪拌棒、前胴、中胴、後胴の肉盛り補修、切断部生成
中折れシール	1	式	購入(3本)
中折れシール交換	1	式	交換
中折れ球面	1	式	補修又は製作
テール部	1	式	テール部再製作、テールシール取付(3段)
スクリュコンベヤ	-	-	-
スクリュコンベヤ	1	式	メーカー整備 オーバーホール、肉盛り
ゲート	1	式	ゲート板 製作
エレクタ装置	-	-	-
旋回部	1	式	点検・整備
把持部	1	式	製作
後続台車	-	-	-
後続台車	7	台	・ユニット、配管配線解体 ・整備・補修 ・ユニット設置、配管配線
・台車牽引金物 ・転倒防止材他付属品	1	式	製作
油圧モータ	-	-	-
カッタ	4	台	メーカー整備 オーバーホール点検
スクリュコンベヤ	1	台	メーカー整備 オーバーホール点検
エレクタ旋回	1	台	メーカー整備 オーバーホール点検
ジャッキ類	-	-	-
シールドジャッキ	10	本	メーカー整備 オーバーホール点検
中折れジャッキ	8	本	メーカー整備 オーバーホール点検
コピーカッタ	1	本	購入
ゲート	2	本	購入
エレクタ伸縮	1	本	購入
エレクタスライド	1	本	購入
油圧ポンプ	-	-	-
カッタ	4	台	メーカー整備 オーバーホール点検
シールド	1	台	メーカー整備 オーバーホール点検
シールド低速	1	台	メーカー整備 オーバーホール点検
コピーカッタ	1	台	メーカー整備 オーバーホール点検

<u>項目</u>	<u>数量</u>	<u>単位</u>	<u>内容</u>
<u>スクリュコンベヤ</u>	<u>1</u>	<u>台</u>	<u>メーカー整備</u> <u>オーバーホール点検</u>
<u>ゲート</u>	<u>1</u>	<u>台</u>	<u>メーカー整備</u> <u>オーバーホール点検</u>
<u>グリースポンプ</u>	<u>1</u>	<u>台</u>	<u>購入</u>
<u>付属品</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
<u>電気機器</u> <u>操作盤、制御盤、中継盤</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>点検・整備</u>
<u>無線操作装置</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>メーカー整備(2組)</u>
<u>油圧機器</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>購入</u>
<u>検出器</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>購入</u>
<u>ケーブル類</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>購入</u>
<u>油圧ホース類</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>購入</u>
<u>バルブ、添加材注入口逆止弁等</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>購入</u>
<u>オプション</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
<u>テールシール、自動給脂装置</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>新規購入及び製作、後胴配管損傷の場合は</u> <u>後胴新規製作</u>
<u>摩耗検知ビット</u>	<u>2</u>	<u>個</u>	<u>ビット費用に含む</u>
<u>塗装・文字書き</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>ケレン含む</u>
<u>仮組・試運転調整</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>全て組立・接続して試運転調整、データ取りを</u> <u>実施</u>
<u>立会検査</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>発注者により検査を実施</u>
<u>出荷段取り</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	<u>投入条件応じて分割解体</u>
<u>運搬費(現場～工場～現場)</u>	<u>1</u>	<u>式</u>	

※下線部は変更箇所

説 明 書

年 月 日

殿

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記により説明します。

記

- 1 工事の名称 _____
- 2 工事の場所 _____
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - (1) 別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - (2) 工程の概要を示す資料 (できるだけ図面、表等を利用する。)
 - (3) 都道府県知事等の発行する処理施設の許可証の写し

※ □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

別 紙

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施設の名称	所 在 地

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) 運搬費を含む。

別表-3

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)※		□鉄筋コンクリート造 □その他 ()		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築 維持 修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数____年 その他 ()		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他 () 敷地境界との最短距離 約_____m その他 ()		
工作物に関する調査結果及び工事着手前に実施する措置の内容		工作物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 □十分 □不十分 その他 ()		
	搬出経路	障害物 □有 () □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 □有 □無 その他 ()		
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	□有 () □無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)※		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	
		□コンクリート魂	トン	発生が見込まれる部分又は使用する部分(注) □① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート魂	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
		□建設発生木材	トン	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。